証券コード　4767
平成27年９月９日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号ヒューリック神谷町ビル
株式会社テー・オー・ダブリュー
代表取締役社長　　江　草　　康　二

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月24日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年９月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区赤坂２－14－27国際新赤坂ビル東館13Ｆ
（ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
３．目的事項
報告事項　１．第39期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第39期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠監査等委員１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第８号議案　当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
第９号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき１つとさせていただきます。
◎株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解いただけますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tow.co.jp）において掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

Ⅰ　企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の積極的な財政・金融政策を背景に、景気は緩やかに回復しつつあります。

当社グループの属する広告業界におきましては、平成26年（1月～12月）の国内総広告費が６兆1,522億円（前年比2.9％増：㈱電通「日本の広告費」平成27年２月発表による。）と、３年連続で前年実績を上回りました。

大手広告代理店の平成26年（１月～12月）の売上高につきましても、３年連続で上昇いたしましたが（「広告と経済」平成27年２月21日発行による。）、平成27年１月以降（１月～６月）の売上高につきましては、一部の広告代理店の売上が前年比で減少に転じるなど（「広告と経済」平成27年８月１日発行による。）、弱含みに推移しました。

このような事業環境の中、当社といたしましては前期に引き続いての、重要顧客にフォーカスした営業活動や受注管理の強化施策への取り組みが引き続き一定の成果を上げました。

加えて全社的なインタラクティブ・プロモーション（ＩＰ※）力の強化施策が確実に成果を上げ、主に自動車、食品、飲料といった業種で新製品発表会などの案件の取込みをするにいたり、また、中大型案件（１件あたり5,000万円を超える案件）の受注数や採算も向上しました。

※ＩＰ＝デジタル技術とアイディアで感動体験を創りだし、その体験を情報拡散・共有させるプロモーション

その結果、平成27年６月30日に業績予想の上方修正を行いましたが、その後、既存案件の増額や販管費の減少による利益増や、案件の売上計上時期の翌期への変更等が発生したことにより、平成27年６月30日付けの業績予想に比べ、売上高は10百万円減の134億42百万円（前連結会計年度比10.3％増）、営業利益は30百万円増の13億35百万円（同30.0％増）、経常利益は30百万円増の13億49百万円（同30.4％増）、当期純利益は22百万円増の8億18百万円（同28.2％増）となりました。

＜カテゴリー別概況＞

（博展）

当連結会計年度は、官公庁等からの博覧会を受注したこと等により、売上増となりました。

（文化／スポーツ）

当連結会計年度は、オリンピック関連や高校総体関連の案件を受注しましたが、前連結会計年度比0.9％の売上減となりました。

（広報）

当連結会計年度は、大手自動車メーカーからの新車発表会や大手嗜好品メーカーからの野外フェスを受注したこと等により、前連結会計年度比13.6％の売上増となりました。

（販促）

当連結会計年度は、大手自動車メーカー、大手家電メーカー及び大手飲料メーカー等のプロモーション活動が比較的好調に推移したこと等により、前連結会計年度比7.6％の売上増となりました。

（制作物）

当連結会計年度は、官公庁からの事務局業務や大手食品メーカー及び大手飲料メーカーからの受注が増加したこと等により、前連結会計年度比6.8％の売上増となりました。

（企画売上高）

企画売上高は、前連結会計年度比3.4％の売上減となりました。

カテゴリー別売上高の構成は次のとおりであります。

カテゴリー	前連結会計年度 （自 平成25年７月１日 至 平成26年６月30日）		当連結会計年度 （自 平成26年７月１日 至 平成27年６月30日）		
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）	前年比（％）
制作売上高					
博展	－	－	136,487	1.0	－
文化／スポーツ	224,532	1.8	222,412	1.6	△0.9
広報	3,796,964	31.2	4,312,985	32.1	13.6
販促	6,933,525	56.9	7,461,473	55.5	7.6
制作物	1,142,622	9.4	1,220,776	9.1	6.8
小計	12,097,645	99.3	13,354,136	99.3	10.4
企画売上高	91,220	0.7	88,104	0.7	△3.4
合計	12,188,866	100.0	13,442,241	100.0	10.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は44百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投　資　区　分	金　額
パソコン	21百万円
ＩＰ電話	20
その他	2
合　計	44

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 36 期 (平成24年６月期)	第 37 期 (平成25年６月期)	第 38 期 (平成26年６月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (平成27年６月期)
売上高(百万円)	13,935	12,346	12,188	13,442
経常利益(百万円)	987	864	1,035	1,349
当期純利益(百万円)	508	428	638	818
１株当たり当期純利益　(円)	22.31	18.82	28.90	36.93
総資産(百万円)	9,389	8,756	8,979	10,143
純資産(百万円)	5,193	5,285	5,644	6,335
１株当たり純資産額　(円)	227.79	231.64	255.82	281.37

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．第36期の数値は、不適切な会計処理の訂正による遡及処理後の数値であります。
３．当社は平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。
第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び純資産額を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成27年６月30日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・ツー・クリエイティブ	100,000千円	100.0%	イベントの制作・運営・演出
株式会社ソイル	50,000千円	100.0%	イベントの演出・映像制作

(注) 平成27年７月１日付で株式会社ティー・ツー・クリエイティブを存続会社とする吸収合併により、株式会社ソイルは解散しております。

(6) 対処すべき課題

日本の総広告費は復調傾向にあり、中でも顧客（広告主）が「売り」への直接的効果をプロモーションに対して求める傾向は年々強まっております。その結果として非マス（ＴＶ・ラジオ・新聞・雑誌広告以外）広告費は量・シェアともに拡大傾向が続いており、大手広告代理店における売上のシェアにおきましても、その傾向は顕著であります。

非マス広告の中でもリアルプロモーションとネット上での情報拡散施策を組み合わせたインタラクティブ・プロモーション（ＩＰ）へのクライアントの期待は大きく、当社としては、そのような動向に対応するため、次に掲げる施策に取り組んでまいります。

１．“ＩＰ力の標準装備化の加速”と更なる“異業種コラボ”の推進
「1-10design」との業務提携に加え、「面白法人カヤック」との業務提携および、日本屈指のクリエイティブ・ディレクターが集う「ＰＡＲＴＹ」の指定ネットワーク会社への関係強化等、“異業種コラボ”の推進によるＩＰ力の強化を図ります。

２．ＩＰ含む“統合プロモーション力”強化
①デジタルを起点としたコミュニケーション構築に強みを持ち、カンヌ国際広告賞などで数々の受賞歴を持つクリエイティブ・ディレクターの阿部晶人氏が、当社初のクリエイティブ・ディレクターに就任。クリエイティブ力の強化を図ります。
②同様に、統合プロモーション領域のキャリア30年超のプロフェッショナルの幹部が入社。
以上により更なる“統合プロモーション力”の強化を図ります。

３．“グループ力”の更なる強化
バイリンガル人材を持つ子会社の「株式会社ソイル」を「株式会社ティー・ツー・クリエイティブ」に合併し、増加しつつあるインバウンド・アウトバウンド需要に対する制作対応力を強化します。
また、制作子会社である「株式会社ティー・ツー・クリエイティブ」をフロント化し、外部売上の更なる拡大も継続してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

① イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務
② イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負
③ 広報、広告に関する企画及び制作業務
④ セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、出版
⑤ セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、製作、販売及び輸出入
⑥ 各種印刷物の企画、制作、出版

(8) 主要拠点等（平成27年６月30日現在）

本　　社　　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号 ヒューリック神谷町ビル
関西支社　　大阪府大阪市北区西天満六丁目１番２号 千代田ビル別館
名古屋支社　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目５番33号 名古屋有楽ビル

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号 ヒューリック神谷町ビル

株式会社ソイル
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号 ヒューリック神谷町ビル

（注） 平成27年７月１日付で株式会社ティー・ツー・クリエイティブを存続会社とする吸収合併により、株式会社ソイルは解散しております。

(9) 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
159(21) 名	０（１）名

（注）使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
128（13）名	△２（△１）名	33.3歳	6.11年

（注）使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年６月30日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	630百万円
株式会社りそな銀行	70
株式会社みずほ銀行	70
株式会社三井住友銀行	70

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成27年７月１日付で株式会社ティー・ツー・クリエイティブを存続会社とする吸収合併により、株式会社ソイルは解散しております。

Ⅱ　会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年６月30日現在）

①　発行可能株式総数　48,000,000株
②　発行済株式の総数　12,242,274株
③　株　　主　　数　6,058名
④　大　　株　　主

株　　主　　名	株　　式　　数	持　株　比　率
川　　村　　治	1,402千株	12.52%
ビービーエイチフオーフイデリテイーロープライスドストツクフアンド	1,158	10.34
真　　木　　勝　　次	985	8.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	803	7.18
秋　　本　　道　　弘	646	5.77
ジェイコムホールディングス株式会社	260	2.32
テーオーダブリュー従業員持株会	213	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信　　託　　口）	125	1.12
佐　　竹　　一　　郎	120	1.07
小　　林　　雄　　二	93	0.84

（注）当社は、自己株式1,038,004株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年６月30日現在）

① 当社役員が保有している新株予約権の状況

事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

株主総会の決議日	平成17年９月26日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	65,600円（１株当たり656円）
新株予約権の数	38個（新株予約権１個につき100株）
目的となる株式の数	3,800株
行使期間	平成19年10月１日から 平成27年９月25日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	38個	3,800株	１名

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

株主総会の決議日	平成17年９月26日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（１株当たり１円）
新株予約権の数	200個（新株予約権１個につき100株）
目的となる株式の数	20,000株
行使期間	平成25年10月１日から 平成45年９月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	20,000株	１名

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

株主総会の決議日	平成20年９月25日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（１株当たり１円）
新株予約権の数	300個（新株予約権１個につき100株）
目的となる株式の数	30,000株
行使期間	平成25年10月１日から 平成45年９月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	300個	30,000株	１名

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

株主総会の決議日	平成24年９月25日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（１株当たり１円）
新株予約権の数	2,000個（新株予約権１個につき100株）
目的となる株式の数	200,000株
行使期間	平成34年10月１日から 平成35年３月31日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	2,000個	200,000株	１名

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

株主総会の決議日	平成25年９月25日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（１株当たり１円）
新株予約権の数	670個（新株予約権１個につき100株）
目的となる株式の数	67,000株
行使期間	平成28年10月１日から 平成45年９月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	670個	67,000株	３名

（注）１．当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。
２．当該新株予約権が付与された取締役のうち、当該事業年度末までに１名が取締役を退任したことに伴い、新株予約権160個(目的である株式の種類および数　普通株式16,000株)が失効しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況（平成27年６月30日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	川村　治	
代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）	江草康二	
常務取締役兼執行役員	秋本道弘	第三本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役
常務取締役兼執行役員	木村　元	管理本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役 株式会社ソイル取締役
常務取締役兼執行役員	舛森丈人	第二本部長 株式会社ソイル取締役
取締役兼執行役員	島村繁男	管理本部副本部長
常勤監査役	倉見晴夫	株式会社ティー・ツー・クリエイティブ 監査役 株式会社ソイル監査役
監査役	萩原新太郎	芝綜合法律事務所パートナー弁護士
監査役	吉田茂生	株式会社キーストーン・パートナース取締役会長

（注）１．取締役の島村繁男氏は、平成27年６月30日付にて辞任により退任しております。
２．監査役の萩原新太郎氏、吉田茂生氏は、社外監査役であります。
３．当社は、監査役の萩原新太郎氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
４．監査役の吉田茂生氏は、金融機関で長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．平成27年７月１日付で株式会社ティー・ツー・クリエイティブを存続会社とする吸収合併により、株式会社ソイルは解散しております。
６．当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。
しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化等を踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることが出来ましたので、本定時株主総会において株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。
７．平成27年７月１日付で以下のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
秋本道弘	専務取締役兼執行役員　第三本部長	常務取締役兼執行役員　第三本部長	平成27年７月１日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役	6名	219,063千円
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （2）	26,950 （　9,600）
合　　計	9	246,013

（注）1．株主総会の決議による報酬等の限度額は業績連動型報酬を含め取締役400,000千円（平成18年9月25日改訂）、監査役36,000千円（平成11年9月27日改訂）であります。
2．報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与61,013千円（取締役6名に対し業績連動型報酬58,013千円、監査役1名に対し3,000千円）が含まれております。
3．期末日現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。
4．報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額9,800千円（取締役6名分9,250千円、監査役1名分550千円）が含まれております。
5．上記報酬の他、平成20年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が422千円、平成24年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が5,320千円、平成25年9月25日取締役会決議に基づき、取締役4名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が5,565千円あります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況

・監査役萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は、芝綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。
・監査役吉田茂生氏は、独立系企業再生・成長支援ファンドを運営する株式会社キーストーン・パートナースの取締役会長を兼務しております。なお、当社は、株式会社キーストーン・パートナースとの間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	萩　原　新太郎	当事業年度開催の取締役会22回のうち20回及び監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、且つ公平中立な立場から適宜発言を行っております。
監　査　役	吉　田　茂　生	当事業年度開催の取締役会22回のうち全回及び監査役会13回のうち全回に出席し、公平中立な立場から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況（平成27年６月30日現在）

① 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

（注） 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人は、平成26年10月１日付で太陽有限責任監査法人に名称変更されております。

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,500千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	21,500

（注） １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム基本方針について】

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役会に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月１回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。

その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月２回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保していくものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査役は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ．当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

ハ．監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ニ．監査役が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。

⑧　反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

ロ．コンプライアンス委員会による、協力機関（外注先）への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

ハ．反社会的勢力との関係について、取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

ニ．販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的に実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。

⑨ 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

イ．③に記載の「リスク管理委員会」を毎月１回開催し、コンプライアンス委員会、安全管理委員会、ＩＳＭＳ委員会、衛生管理委員会等の各責任者から報告をうけ、適宜解決策等を討議し、必要に応じて、取締役会等に報告することとしております。

ロ．④イに記載の「取締役会」「役員ミーティング」において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化をはかっております。

ハ．監査役会を毎月１回開催し、適宜情報交換を行っております。また、監査役は当社グループ企業を含む取締役会、役員ミーティング、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、稟議書等も常時閲覧するなどし、監査の実効性の向上をはかっております。

ニ．内部監査室において、当社および当社子会社における内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行い、また、各年度の内部統制システムの運用の最終評価をしております。また、毎月１回内部監査報告会を開催し、内部監査の実施状況を社長に報告し、必要に応じて対策を討議しております。この会議には監査役も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をしております。

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,831,944**	**流動負債**	**3,431,699**
現金及び預金	3,227,688	買掛金	1,600,568
受取手形及び売掛金	2,451,445	短期借入金	840,000
未成業務支出金	216,931	未払法人税等	312,365
未収入金	2,765,350	賞与引当金	46,684
前払費用	64,008	その他	632,080
繰延税金資産	92,965	**固定負債**	**376,605**
その他	13,776	退職給付に係る負債	211,495
貸倒引当金	△222	役員退職慰労引当金	160,861
固定資産	**1,311,716**	その他	4,248
有形固定資産	**90,579**	**負債合計**	**3,808,304**
建物	33,551	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	48,216	**株主資本**	**6,241,817**
リース資産	2,783	資本金	948,994
土地	6,027	資本剰余金	1,085,436
無形固定資産	**7,425**	利益剰余金	4,599,646
投資その他の資産	**1,213,711**	自己株式	△392,260
投資有価証券	683,384	**その他の包括利益累計額**	**63,342**
保険積立金	266,464	その他有価証券評価差額金	109,956
繰延税金資産	98,436	土地再評価差額金	△46,614
敷金及び保証金	161,116	**新株予約権**	**30,196**
その他	4,310	**純資産合計**	**6,335,356**
資産合計	**10,143,660**	**負債・純資産合計**	**10,143,660**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,442,241**
売上原価		**11,372,474**
売上総利益		**2,069,766**
販売費及び一般管理費		**734,694**
営業利益		**1,335,071**
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,031	
その他営業外収益	11,038	25,070
営業外費用		
支払利息	5,358	
その他営業外費用	4,791	10,150
経常利益		**1,349,991**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,348	2,348
税金等調整前当期純利益		**1,352,339**
法人税、住民税及び事業税		548,703
法人税等調整額		△14,848
少数株主損益調整前当期純利益		**818,483**
当期純利益		**818,483**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,027,376	4,106,100	△470,644	5,611,827
当期変動額					
剰余金の配当			△324,937		△324,937
当期純利益			818,483		818,483
自己株式の取得				△70	△70
自己株式の処分		58,059		78,453	136,513
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	58,059	493,546	78,383	629,990
当期末残高	948,994	1,085,436	4,599,646	△392,260	6,241,817

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	60,892	△46,614	14,278	18,361	5,644,466
当期変動額					
剰余金の配当					△324,937
当期純利益					818,483
自己株式の取得					△70
自己株式の処分					136,513
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	49,063		49,063	11,835	60,899
当期変動額合計	49,063	—	49,063	11,835	690,889
当期末残高	109,956	△46,614	63,342	30,196	6,335,356

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数……２社

連結子会社の名称……株式会社ティー・ツー・クリエイティブ
株式会社ソイル

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

２．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券……原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ハ．たな卸資産

未成業務支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）……定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～47年

工具、器具及び備品　２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法であります。

のれんについては、５年間の均等償却を行っております。

ハ．リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

３．その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

売　　上　　高……進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額　2,698,947千円

２．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月　　平成13年６月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,425千円

３．当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,650,000千円
借入実行残高	840,000
差引額	1,810,000

４．有形固定資産の減価償却累計額　223,077千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末 株 式 数(株)
発行済株式				
普通株式	12,242,274	－	－	12,242,274
自己株式				
普通株式	1,246,014	90	208,100	1,038,004

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少208,100株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

３　平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年９月25日 定時株主総会	普通株式	153,947	14.00	平成26年６月30日	平成26年９月26日
平成27年２月６日 取締役会	普通株式	170,989	15.50	平成26年12月31日	平成27年３月９日

（注）　当社は平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の配当金は、当該株式分割前の金額であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年９月25日 定時株主総会	普通株式	196,074	利益剰余金	17.50	平成27年６月30日	平成27年９月28日

（注）　当社は平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の配当金は、当該株式分割前の金額であります。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
平成16年新株予約権（注）１	普通株式	30,000	―	30,000	―	―
平成17年新株予約権①（注）２	普通株式	213,900	―	210,100	3,800	―
平成17年新株予約権②（注）４	普通株式	20,000	―	―	20,000	―
平成20年新株予約権（注）４	普通株式	30,000	―	―	30,000	2,848
平成24年新株予約権（注）４	普通株式	200,000	―	―	200,000	14,630
平成25年新株予約権（注）３・４	普通株式	152,000	―	40,500	111,500	12,718
合計	－	645,900	―	280,600	365,300	30,196

（注）１　平成16年新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の権利行使期間満了により失効したものであります。

２　平成17年新株予約権①の当連結会計年度の減少は、新株予約権の権利行使によるものが208,100株、新株予約権の権利失効によるものが2,000株であります。

３　平成25年新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の権利失効によるものであります。

４　平成17年新株予約権②、平成20年、平成24年及び平成25年新株予約権を除く新株予約権については、権利行使可能であります。

５　平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日（当期の連結決算日）現在の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	3,227,688	3,227,688	－
（２）受取手形及び売掛金	2,451,445	2,451,445	－
（３）未収入金	2,765,350	2,765,350	－
（４）投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	201,952	1,952
② その他有価証券	287,156	287,156	－
資産計	8,931,641	8,933,593	1,952
（１）買掛金	1,600,568	1,600,568	－
（２）短期借入金	840,000	840,000	－
（３）未払法人税等	312,365	312,365	－
負債計	2,752,934	2,752,934	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金、並びに（３）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と時価及び取得原価との差額は以下のとおりです。

イ．満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	（1）株式	－	－	－
	（2）債券			
	①国債・地方債	－	－	－
	②社債	200,000	201,952	1,952
	③その他	－	－	－
	（3）その他	－	－	－
	小計	200,000	201,952	1,952
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	（1）株式	－	－	－
	（2）債券			
	①国債・地方債	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	（3）その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		200,000	201,952	1,952

ロ．その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	261,501	127,810	133,690
	（２）債券			
	①国債	－	－	－
	②社債・地方債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	（３）その他	25,365	13,441	11,923
	小計	286,866	141,252	145,614
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	289	317	△28
	（２）債券			
	①国債	－	－	－
	②社債・地方債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	（３）その他	－	－	－
	小計	289	317	△28
合計		287,156	141,570	145,586

負債

（１）買掛金、（２）短期借入金、（３）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	196,228

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
現金及び預金	3,227,688	－	－	－
受取手形及び売掛金	2,451,445	－	－	－
未収入金	2,765,350	－	－	－
投資有価証券				
満期保有目的債券（社債）	－	－	200,000	－
合計	8,444,484	－	200,000	－

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　281円37銭

２．１株当たり当期純利益　36円93銭

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、平成27年６月15日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的に、次の株式分割を行っております。

１．株式分割の割合及び時期：平成27年７月１日付をもって平成27年６月30日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を１株につき２株の割合をもって分割する。

２．分割により増加する株式数　普通株式12,242,274株

３．１株当たり情報に及ぼす影響は、（１株当たり情報に関する注記）に反映されております。

貸借対照表

(平成27年６月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,240,115**	**流動負債**	**3,261,871**
現金及び預金	2,981,267	買掛金	1,224,447
受取手形	514,374	関係会社買掛金	384,649
売掛金	1,734,522	短期借入金	840,000
未成業務支出金	169,026	リース債務	974
未収入金	2,693,276	未払金	238,226
前払費用	61,333	未払法人税等	214,211
繰延税金資産	73,957	未払費用	158,560
その他	12,580	未成業務受入金	41,829
貸倒引当金	△222	預り金	14,814
固定資産	**1,440,127**	未払消費税等	100,714
有形固定資産	**79,331**	賞与引当金	43,443
建物	30,709	**固定負債**	**350,989**
工具、器具及び備品	39,810	退職給付引当金	192,579
リース資産	2,783	役員退職慰労引当金	154,161
土地	6,027	その他	4,248
無形固定資産	**6,242**	**負債合計**	**3,612,860**
電話加入権	2,652	**純資産の部**	
ソフトウエア	3,589	**株主資本**	**5,973,842**
投資その他の資産	**1,354,553**	資本金	948,994
投資有価証券	683,384	資本剰余金	1,085,436
関係会社株式	150,000	資本準備金	1,027,376
会員権	4,310	その他資本剰余金	58,059
保険積立金	266,464	自己株式処分差益	58,059
繰延税金資産	89,378	利益剰余金	4,331,672
敷金及び保証金	161,016	利益準備金	22,845
		その他利益剰余金	4,308,827
		別途積立金	3,500,000
		繰越利益剰余金	808,827
		自己株式	△392,260
		評価・換算差額等	**63,342**
		その他有価証券評価差額金	109,956
		土地再評価差額金	△46,614
		新株予約権	**30,196**
		純資産合計	**6,067,381**
資産合計	**9,680,242**	**負債・純資産合計**	**9,680,242**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,196,673**
売上原価		**10,528,032**
売上総利益		**1,668,641**
販売費及び一般管理費		**706,878**
営業利益		**961,762**
営業外収益		
受取利息及び配当金	153,427	
その他営業外収益	12,834	166,262
営業外費用		
支払利息	5,358	
その他営業外費用	4,010	9,369
経常利益		**1,118,655**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,348	2,348
税引前当期純利益		**1,121,003**
法人税、住民税及び事業税		403,000
法人税等調整額		△7,520
当期純利益		**725,524**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			自己株式処分差益			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	948,994	1,027,376	—	1,027,376	22,845	3,200,000	708,240	3,931,085	△470,644	5,436,812
当期変動額										
剰余金の配当							△324,937	△324,937		△324,937
当期純利益							725,524	725,524		725,524
別途積立金の積立						300,000	△300,000	—		—
自己株式の取得									△70	△70
自己株式の処分			58,059	58,059					78,453	136,513
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	58,059	58,059	—	300,000	100,587	400,587	78,383	537,030
当期末残高	948,994	1,027,376	58,059	1,085,436	22,845	3,500,000	808,827	4,331,672	△392,260	5,973,842

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	60,892	△46,614	14,278	18,361	5,469,451
当期変動額					
剰余金の配当					△324,937
当期純利益					725,524
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△70
自己株式の処分					136,513
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49,063		49,063	11,835	60,899
当期変動額合計	49,063	—	49,063	11,835	597,930
当期末残高	109,956	△46,614	63,342	30,196	6,067,381

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(4) たな卸資産

未成業務支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～47年

工具、器具及び備品　２年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法であります。

のれんについては、５年間の均等償却を行っております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

売　　上　　高……進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額　2,622,063千円

２．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月　　平成13年６月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,425千円

３．当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,650,000千円
借入実行残高	840,000
差引額	1,810,000

４．有形固定資産の減価償却累計額　200,116千円

５．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　5,359千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

（営業取引）

売上原価（外注費）	1,593,292千円

（営業外取引）

受取利息及び配当金	139,397千円
業務受託手数料	1,800千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	1,246,014	90	208,100	1,038,004

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少208,100株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

３　平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会員権評価損	16,912千円
投資有価証券評価損	10,659
賞与引当金	14,362
役員退職慰労引当金	49,794
未払事業税	16,333
退職給付引当金	62,203
未払賞与	33,202
その他	30,635
繰延税金資産小計	234,102
評価性引当額	△22,662
繰延税金資産合計	211,439
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	48,103
繰延税金負債合計	48,103
繰延税金資産の純額	163,336

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費	1.9
受取配当金	△4.6
住民税均等割	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3

（表示方法の変更）

前事業年度において、「その他」に含めていた「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年７月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年７月１日から平成28年６月30日までのものは33.06%、平成28年７月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が14,813千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が19,728千円、その他有価証券評価差額金が4,914千円それぞれ増加しております。

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産　主として、事務用機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社ティー・ツー・クリエイティブ	所有 直接100.0%	イベントの制作・運営・演出業務の請負	イベントの制作・運営・演出業務の請負	1,486,796	買掛金	355,136
				受取配当金	119,342	－	－
				業務受託手数料	1,200	未収入金	108
子会社	株式会社ソイル	所有 直接100.0%	イベントの映像・演出業務の請負	イベントの映像・演出業務の請負	106,495	買掛金	29,513
				受取配当金	20,055	－	－
				業務受託手数料	600	未収入金	54

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

案件ごとに価格交渉の上、取引条件を決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　269円41銭

２．１株当たり当期純利益　32円74銭

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月14日

株式会社テー・オー・ダブリュー
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　秀　俊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成26年７月１日から平成27年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年６月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年７月１日に株式分割を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月14日

株式会社テー・オー・ダブリュー
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　秀　俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年６月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年７月１日に株式分割を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年８月20日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

常勤監査役　倉　見　晴　夫　㊞
監　査　役　萩　原　新太郎　㊞
監　査　役　吉　田　茂　生　㊞

（注）監査役　萩原新太郎及び監査役　吉田茂生は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は196,074,725円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　300,000,000円

②　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、非業務執行取締役等が期待された役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任免除の規定に所要の変更を行うとともに、非業務執行取締役等の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、平成27年７月１日を株式の分割がその効力を生ずる日として、普通株式を１株につき２株の割合をもって分割したため、発行可能株式総数を48,000,000株から60,000,000株に変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部は変更部分を示しています。

現　行　定　款	変更案
第２章　　株式 （発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、<u>48,000,000</u>株とする。	第２章　　株式 （発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000</u>株とする。

現　行　定　款	変更案
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役会の設置） 第18条　（条文省略）	（取締役会の設置） 第18条　（現行どおり）
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とし株主総会で選任する。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は４名以内とする。
（選任方法） 第20条　（新設）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（累積投票の排除） 第21条　（条文省略）	（累積投票の排除） 第21条　（現行どおり）

現　行　定　款	変更案
（任期）	（任期）
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（新設）	２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第23条～第25条　（条文省略）	第23条～第25条　（現行どおり）
（取締役会の招集手続き）	（取締役会の招集手続き）
第26条　取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。	第26条　取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議方法）
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）

現　行　定　款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第29条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 ２　（条文省略）	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 ２　（現行どおり）
（取締役会規程） 第30条　（条文省略）	（取締役会規程） 第31条　（現行どおり）
（報酬等） 第31条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第32条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現　行　定　款	変更案
（取締役の責任免除） 第32条　当会社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。	（取締役の責任免除） 第33条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
（新設）	２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第33条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第34条　当会社は監査等委員会を置く。
（員数） 第34条　当会社の監査役は、３名以内とし、株主総会で選任する。	（削　除）

現　行　定　款	変更案
（選任方法） 第35条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２　当会社は会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ３　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）

現　行　定　款	変更案
（監査役の任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	（削　除）
（常勤監査役） 第37条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を１名以上選定する。	（削　除）
（監査役会の招集） 第38条　監査役会の招集は、各監査役に対し会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（監査等委員会の招集） 第35条　監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 （削　除）
（監査役会の決議方法） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第36条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変更案
（監査役会の議事録） 第40条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第37条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。
（監査役会規程） 第41条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第38条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第42条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第43条　当会社は、監査役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。 ２　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第44条～第46条　　（条文省略）	第39条～第41条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変更案
（報酬等） 第47条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第７章　　計算 第48条～第51条　（条文省略） 附　則 第１条　本定款の変更後の規定は決議のときより施行する。 第２条　株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会において定める株式取扱規程による。 （新設）	（報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第７章　　計算 第43条～第46条　（現行どおり） 附　則 （削　除） （削　除） （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、一層の取締役会の監督機能の強化を図るべく新任２名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	 川村　治（かわむら　おさむ） （昭和27年８月25日生）	昭和51年７月　(有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役 平成元年３月　㈱テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 平成21年７月　代表取締役会長兼CEO 平成22年９月　代表取締役会長兼社長兼CEO 平成24年７月　代表取締役会長兼CEO 平成25年９月　取締役会長（現任）	1,402,453株
2	 江草康二（えぐさ　こうじ） （昭和36年３月14日生）	昭和58年４月　㈱電通入社 平成19年７月　オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン㈱ 取締役マネージング・ディレクター 平成22年７月　当社入社　執行役員社長室長 平成22年９月　取締役兼執行役員社長室長 平成22年11月　㈱ティー・ツー・クリエイティブ 取締役 平成23年７月　当社常務取締役兼執行役員社長室長 平成24年７月　代表取締役社長兼COO 平成25年９月　代表取締役社長兼CEO（現任）	10,000株
3	 秋本道弘（あきもと　みちひろ） （昭和29年９月25日生）	昭和52年５月　(有)テー・オー・ダブリュー入社 昭和60年７月　取締役 平成元年３月　㈱テー・オー・ダブリューに改組 取締役第二制作部長 平成７年７月　専務取締役制作本部長 平成13年７月　専務取締役第一本部長 平成16年９月　㈱ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役 平成21年７月　当社代表取締役社長兼COO 平成22年９月　常務取締役兼執行役員第三本部長 平成24年７月　㈱ティー・ツー・クリエイティブ取締役（現任） 平成27年７月　当社専務取締役兼執行役員第三本部長（現任）	646,939株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	 木村　元（きむら　はじめ） （昭和26年８月６日生）	昭和50年４月　㈱三和銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕入行 平成12年４月　四谷支店長 平成17年４月　当社入社 平成17年９月　取締役管理部長 ㈱ティー・ツー・クリエイティブ取締役（現任） 平成18年７月　当社常務取締役管理本部長 平成21年７月　常務取締役兼執行役員管理本部長（現任） 平成22年６月　㈱ソイル取締役	53,000株
5	 舛森丈人（ますもり　たけひと） （昭和35年３月６日生）	昭和57年４月　丸紅エネルギー㈱入社 平成２年10月　㈱丹青社入社 平成15年10月　当社入社 平成18年７月　ＳＰ戦略本部長 平成18年９月　取締役ＳＰ戦略本部長 平成21年７月　取締役兼執行役員第二本部長 平成22年７月　執行役員エリア本部長 平成23年７月　執行役員第二本部長 平成23年９月　取締役兼執行役員第二本部長 平成24年９月　㈱ソイル取締役 平成26年７月　当社常務取締役兼執行役員第二本部長（現任）	89,800株
6	※ 村津憲一（むらつ　けんいち） （昭和52年１月31日生）	平成12年４月　当社入社 平成18年７月　第一本部　村津チーム チーム長 平成24年７月　第一本部　副本部長兼村津チーム チーム長 平成25年７月　執行役員第一本部　本部長 平成27年７月　執行役員第一本部　本部長 インタラクティブプロモーション室（ＩＰ室）担当役員（現任）	0株
7	※ 柳澤大輔（やなさわ　だいすけ） （昭和49年２月19日生）	平成10年８月　(資)カヤック設立　代表取締役 平成17年１月　㈱カヤック設立　代表取締役 平成26年12月　㈱カヤック（東証マザーズ上場）代表取締役ＣＥＯ（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱カヤック 代表取締役ＣＥＯ	0株

（注）　１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任の候補者であります。
３．柳澤大輔氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．柳澤大輔氏を社外取締役候補者とした理由は株式会社カヤックの創業者であり、同社代表取締役ＣＥＯとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、今後デジタルに強いリアル・プロモーション会社として、インタラクティブ・プロモーション領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．柳澤大輔氏の選任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 倉見晴夫（くらみ はるお） （昭和24年１月２日生）	昭和47年４月　㈱電通入社 平成17年６月　執行役員第３アカウント・プランニング本部副本部長 平成18年６月　常務執行役員第３アカウント・プランニング本部副本部長 平成20年６月　上席常務執行役員 平成21年４月　顧問 平成22年８月　当社顧問 平成22年９月　当社常勤監査役（現任） ㈱ティー・ツー・クリエイティブ常勤監査役（現任） ㈱ソイル常勤監査役	0株
2	※ 萩原新太郎（はぎわら しんたろう） （昭和27年１月１日生）	昭和53年３月　最高裁判所司法研修所修了　弁護士登録 昭和58年６月　ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 昭和63年２月　芝綜合法律事務所開設　パートナー弁護士（現任） 平成12年９月　当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 芝綜合法律事務所 パートナー弁護士	10,400株
3	※ 吉田茂生（よしだ しげお） （昭和25年５月30日生）	昭和49年４月　㈱三和銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕入行 平成14年１月　㈱UFJ銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕執行役員　京都支店長 平成15年５月　㈱三菱東京UFJ銀行　常務執行役員大阪法人営業第一～第四部担当 平成18年６月　三菱UFJ証券㈱〔現㈱三菱UFJモルガン・スタンレー証券〕　常務執行役員大阪支店長 平成20年12月　MUSプリンシパル・インベストメンツ㈱取締役社長 平成22年６月　㈱キーストーン・パートナース　取締役会長（現任） 平成22年９月　当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱キーストーン・パートナース 取締役会長	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．倉見晴夫氏、萩原新太郎氏及び吉田茂生氏は社外取締役の候補者であります。
４．萩原新太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
５．吉田茂生氏につきましては、東京証券取引所に定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
６．倉見晴夫氏につきましては、これまで当社の監査役として、重要な会議へ出席し、当社業務に精通されています。また、業務執行の監査を通じて当社にとって有用な意見や提言を多くいただいております。こうした実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。なお、同氏の常勤監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。
７．萩原新太郎氏につきましては、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって15年となります。
８．吉田茂生氏につきましては、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、独立系企業再生・成長支援ファンドを運営する㈱キーストン・パートナース取締役会長を務めておりますが、同社と当社との間における取引はありません。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。
９．倉見晴夫氏、萩原新太郎氏及び吉田茂生氏が監査等委員に選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査等委員１名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
 竹中　徹（たけなか　とおる） （昭和28年７月４日生）	昭和52年９月　辻監査事務所〔後にみすず監査法人に名称変更〕入所 昭和55年８月　公認会計士登録 昭和62年１月　新光監査法人〔後にみすず監査法人に名称変更〕社員 平成８年１月　中央監査法人〔後にみすず監査法人に名称変更〕代表社員 平成12年４月　中央コンサルティング㈱〔現みらいコンサルティング㈱〕取締役 平成17年８月　税理士登録 平成18年10月　竹中徹公認会計士・税理士事務所所長（現任） 平成20年６月　㈱メディアグローバルリンクス　社外監査役（現任） 平成22年９月　当社補欠監査役（現任） 平成25年６月　㈱ナック　社外取締役（現任） 平成25年11月　ウエルシアホールディングス㈱　社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 竹中徹公認会計士・税理士事務所 所長 ㈱メディアグローバルリンクス 社外監査役 ㈱ナック 社外取締役 ウエルシアホールディングス㈱ 社外取締役	0株

（注）１．竹中徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．竹中徹氏は補欠の監査等委員候補者（社外取締役）であります。
３．竹中徹氏につきましては、公認会計士、税理士としての財務及び税務分野において豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、補欠の監査等委員候補者（社外取締役）として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．竹中徹氏が監査等委員に就任した場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
５．竹中徹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所に定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年９月25日開催の第30期定時株主総会において年額400百万円以内とする旨、また、平成25年９月25日開催の第37期定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額を年額30百万円以内とする旨をご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員でない取締役（社外取締役を含む。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名（うち、監査等委員でない社外取締役は１名）となります。

また、監査等委員でない取締役への株式報酬型ストックオプションにつきましては、年額400百万円以内とする報酬等の額のうち年額30百万円以内といたしたいと存じます。第３号議案が原案どおり承認可決されますと、ストックオプションを付与する監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）は５名となります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額36百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

第８号議案　当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高めることを目的として、当社執行役員に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は140個を上限とする。

（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式1万4,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成33年10月1日から平成43年9月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金

の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(ただし、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役もしくは当社子会社取締役を退任し、または当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役もしくは執行役員または当社子会社取締役以上の地位にあることは要しない。

② 対象者は、当社が定める役員定年による当社取締役もしくは当社子会社取締役退任後または当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。

③ 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)

④ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。

⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。

(8) 新株予約権の主な取得条項

① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。

④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(9) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、

新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（ただし、第(8)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第(5)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件
第(7)号に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(6)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

第(8)号に準じて決定する。

(11) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(12) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(13) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

第９号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成27年６月30日付をもって取締役を辞任により退任した島村繁男氏及び本総会の終結の時をもって監査役を退任されます倉見晴夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の当社における役員略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
島村繁男（しまむら しげお）	平成20年９月　取締役就任 平成27年６月　取締役退任
倉見晴夫（くらみ はるお）	平成22年９月　監査役（常勤）就任　現在に至る

以　上

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区赤坂２－14－27　国際新赤坂ビル東館 13F

ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター

交通手段

東京メトロ千代田線　……　赤坂駅５番a出口より徒歩１分

東京メトロ銀座線・南北線　……　溜池山王駅10番出口より徒歩６分

◎当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき１つとさせていただきます。